

新制度の利用者負担(案)について

1 国の利用者負担の考え方

(1) 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める(応能負担)こととされており、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。

(2) 国が示した利用者負担の上限額は、国庫負担金等の精算基準となるものである。

保育認定(2・3号認定)子どもについては、現行の保育料設定を基本として設定されている。

教育認定(1号認定)子どもについては、現行の私立保育園の保育料額の全国平均額から所得に応じた幼稚園就園奨励費補助を差し引いて設定されている。

(3) 所得階層の区分を決定するに当たっては、市町村民税額を基に行う。

また、利用者負担額の切り替え時期は毎年9月とし、8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により算定する。

(4) 利用者負担額の算定に当たっては、市町村の事務負担等に考慮し、年少扶養控除等の廃止前の旧税額を再計算する方法や簡便な再計算を行うのではなく、改正前後で極力中立なものになるよう、階層に用いる市町村民税所得割額を設定している。年少扶養控除に係る影響については再計算しない取り扱いを原則としつつ、市町村の判断により経過措置を設けることも可能としている。

(5) 保育短時間認定を受けた子どもは、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定している。

(6) 国が定める水準については、1号給付、2号給付、3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

(7) 教育認定、保育認定ともに、2階層及び3階層の母子世帯等や在宅障がい児(者)などに対し軽減措置を設けている。

※2階層は免除、3階層は基準額(上限額)を1,000円減額する。

【保育認定 2・3号認定】

	現 行	新制度
階層の数	8階層	8階層
階層の基準	所得税額	市民税所得割額
旧年少扶養控除等の考え方	実人数分の旧年少扶養控除等があったものとみなす	2人分の旧年少扶養控除を反映した階層とする
年齢区分	満3歳以上と、3歳未満の2区分	満3歳以上と3歳未満の2区分
保育量		保育標準時間と保育短時間の2区分
保育短時間の利用者負担		保育標準時間の▲1.7%を基本に設定

【教育認定 1号認定】

	現 行	新制度
階層の数	5階層	5階層
階層の基準	市民税所得割額	市民税所得割額
旧年少扶養控除等の考え方	実人数分の旧年少扶養控除等があったものとみなす	2人分の旧年少扶養控除を反映した階層とする

2 当市の保育認定（2・3号認定）の利用者負担について

（1）現行の保育所保育料について

階層区分については、国の基準の8階層のうち1から7階層までを用い7階層としており、年齢区分は3歳児未満、3歳児、4歳児以上の3区分に分けている。

3歳未満児については、国基準に7割を乗じた額を基本とし、さらに、可処分所得に対する子育て経費の負担が大きいと考えられる3階層は65%、2階層は免除としている。

3歳児及び4歳児以上については、国基準における3歳未満児の保育料と3歳以上児の保育料の減少率に合わせて、本市の3歳未満児の料金表から同程度の減少率を乗じて設定し、3歳児では31,600円、4歳児以上では27,100円を上限額としている。

階層区分		保育料月額		
		3歳児未満	3歳児	4歳児以上
第1階層	生活保護世帯	0円 (0)	0円 (0)	0円 (0)
第2階層	市町村民税非課税世帯 (所得税非課税世帯)	0円 (9,000)	0円 (6,000)	0円 (6,000)
第3階層	市町村民税課税世帯 (所得税非課税世帯)	12,700円 (19,500)	10,700円 (16,500)	10,700円 (16,500)
第4階層	所得税額 40,000円未満	21,000円 (30,000)	18,900円 (27,000)	18,900円 (27,000)
第5階層	所得税額 103,000円未満	31,200円 (44,500)	28,800円 (41,500)	27,100円 (41,500)
第6階層	所得税額 413,000円未満	42,700円 (61,000)	31,600円 (58,000)	27,100円 (58,000)
第7階層	所得税額 413,000円以上 (734,000円未満)	56,000円 (80,000)	31,600円 (77,000)	27,100円 (77,000)
(第8階層)	(所得税額 734,000円以上)	(104,000)	(101,000)	(101,000)

※カッコ内の数字は国基準

※市基準、国基準ともに2人目は半額、3人目以降は0円

(2) 利用者負担案について

- ① 現行制度の水準を維持するという観点から、所得階層区分については国基準と同じ8階層とし、年齢区分・保育料については現行のとおりとする。
- ② 保育短時間の利用者負担額は、保育標準時間の利用者負担額の▲1.7%を基本に設定する。
- ③ 施設・事業の種類にかかわらず、保育認定について同一の利用者負担金を適用する。
- ④ 現行では母子世帯等への軽減措置については、低所得者対策としてすでに国が示す基準を超えて軽減措置を実施していることから、特別な軽減措置は設けていない。新制度においても、同様に国が示す減額措置を超えて実施することで、特別な減額措置は設けないこととする。
- ⑤ 年少扶養控除に係る影響については、国において再計算しない取り扱いを原則としていること、また、平成26年度の利用者実態に基づく試算においても、減額となる方(96名)が増額となる方(61名)より多く、利用者負担の総額も年間約330万円の減となったことから、経過措置は設けないこととする。

【国基準】

階層区分		利用者負担(月額)				推定年収
		3歳児未満		3歳児以上		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円	~260万円
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円	~330万円
第4階層	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円	~470万円
第5階層	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円	~640万円
第6階層	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円	~930万円
第7階層	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円	~1130万円
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円	1130万円~

※第2子は半額、第3子以降は免除

【吉川市案】

階層区分		利用者負担(月額)					
		3歳児未満		3歳児		4歳児以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	12,700円	12,500円	10,700円	10,500円	10,700円	10,500円
第4階層	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	21,000円	20,700円	18,900円	18,600円	18,900円	18,600円
第5階層	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	31,200円	30,700円	28,800円	28,300円	27,100円	26,700円
第6階層	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	42,700円	42,000円	31,600円	31,100円	27,100円	26,700円
第7階層	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	56,000円	55,100円	31,600円	31,100円	27,100円	26,700円
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	56,000円	55,100円	31,600円	31,100円	27,100円	26,700円

※第2子は半額、第3子以降は免除

3 当市の教育認定（1号認定）の利用者負担について

（1）市内幼稚園の保育料及び入園料

私立幼稚園の保育料及び入園料については、各園において、3歳児と4・5歳児の区分により独自に設定しており、市内5園の保育料と入園料の合計の平均額は3歳児で26,264円、4・5歳児で24,364円である。

市内幼稚園	保育料(月額)		差額 ①-②	備考
	3歳児①	4・5歳児②		
A	24,000円	22,000円	2,000円	
B	26,000円	24,000円	2,000円	
C	24,100円	22,100円	2,000円	
D	22,000円	20,000円	2,000円	
E	26,500円	25,000円	1,500円	
平均	24,520円	22,620円	1,900円	
	22,253円			
入園料(月額)	1,944円			70,000円÷36か月
合計	26,264円	24,364円		
	24,997円			

（2）幼稚園就園奨励費（平成26年度）

世帯の所得状況に応じて入園料と保育料の減免措置を行う私立幼稚園の設置者に対し補助を行っており、この就園奨励費により、実質の利用者負担額は応能負担となっている。第5階層第1子については、国の補助対象ではないが、市が単独で補助を行っている。

階層		就園奨励費(月額)		
		第1子	第2子※	第3子～※
第1階層	生活保護世帯	25,667円	25,667円	25,667円
第2階層	市町村民税非課税世帯	16,600円	21,083円	25,667円
	市町村民税所得割非課税世帯			
第3階層	市町村民税所得割課税額 0円を超、 第1基準額以下の世帯	9,600円	17,583円	25,667円
	市町村民税所得割課税額 第1基準額を超、 第2基準額以下の世帯			
第4階層	市町村民税所得割課税額 第1基準額を超、 第2基準額以下の世帯	5,183円	15,417円	25,667円
第5階層	上記区分以外の世帯	1,150円	12,833円	25,667円

※小学校1～3年生の兄弟がいる場合も含む

(3) 現行の実質負担額について

保育料と入園料の合計の平均額から就園奨励費を差し引いた実質負担月額は、次のとおりである。

階層区分	実質負担(月額)		
	3歳児①	4・5歳児②	全体①－②
①生活保護世帯	597円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,664円	7,764円	8,397円
③市町村民税所得割が 0円を超、第1基準額以下の世帯	16,664円	14,764円	15,397円
④市町村民税所得割が、 第1基準額を超、第2基準額以下の世帯	21,081円	19,181円	19,814円
⑤上記区分以外の世帯	25,114円	23,214円	23,847円

(4) 利用者負担案について

- ①階層区分については、現行の就園奨励費や実際の保育料を考慮し国が定めた基準と同じ市町村民税額による5階層とする。
- ②現行制度の水準を維持するという観点から、現行の実質負担額を基に設定することが望ましいと考えるが、3歳児においては国の定めた限度額を超えていることから、国の基準額を基に設定する。
- ③市内5園とも、3歳児と4・5歳児で平均1,900円の保育料の差を設けていることから、同様の年齢区分を設けることとする。
- ④就園奨励費においては、国の補助がない第5階層第1子に対して、月額1,150円の市単独補助を行っていることから、これを控除した保育料とする。
- ⑤市町村民税非課税世帯については、現在、当市の保育所においては利用者負担を免除しているが、幼稚園については、幼稚園就園奨励費との整合を図るため、国の基準のとおり免除としないこととする。
- ⑥母子世帯等への軽減措置については、2階層を免除、3階層第1子を月額1,000円、第2子を月額500円減額することとする。
- ⑦年少扶養控除に係る影響については、国において再計算しない取り扱いを原則としていること、また、平成26年度の利用者実態に基づく試算においても多くの場合において減額となる方のほうが多いことから、経過措置は設けないこ

ととする。

【国基準】

階層区分	利用者負担(月額)	推定年収
①生活保護世帯	0円	—
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円	～270万円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円	～360万円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円	～680万円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円	680万円～

※小学校1～3年生の兄弟がいる場合も含み、第2子は半額、第3子以降は免除

【吉川市案】

階層区分	利用者負担(月額)	
	3歳児	4・5歳児
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円	7,200円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円	14,200円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円	18,600円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	24,500円	22,600円

※小学校1～3年生の兄弟がいる場合も含み、第2子は半額、第3子以降は免除